

平成 3 0 年

衣浦衛生組合第 4 回定例会会議録

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

## 平成30年第4回衣浦衛生組合議会定例会会議録

平成30年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、平成30年12月26日（水）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

### 1. 議事日程

	管理者の招集あいさつ
第1	会議録署名議員の指名
第2	会期の決定
第3	一般質問
第4	議案第4号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5	議案第5号 平成30年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第1号）

### 2. 本日の会議に付した事件

(1) 議事日程第1から第5

### 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	岡本 守正君	2番	小池友妃子君
3番	鈴木 清貴君	4番	柘宜田拓治君
5番	新美 交陽君	6番	杉浦 康憲君
7番	柴田 耕一君	8番	幸前 信雄君
9番	内藤とし子君	10番	小嶋 克文君

欠席議員（0名）

### 4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参 与	吉岡 初浩君
事務局長	山田 正教君	庶務課長	朝岡 得二君
施設課長	村田実千男君	業務課長	杉浦 嘉彦君

### 5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	鳥居 典光君
碧南市環境課長	鈴木 勝哉君
高浜市市民総合窓口センター長	中村 孝徳君
高浜市市民生活グループリーダー	芝田 啓二君

### 6. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	高橋 文彦君
---------	--------

施設課課長補佐	三矢	成由君
施設課第2係長	鈴木	勲君
業務課課長補佐	杉浦	勲君
業務課管理係長	安藤	理純君

## 7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（小嶋克文君） おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、平成30年第4回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって、会議を開会します。

これより会議に入ります。

本日の議事日程表は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

---

○議長（小嶋克文君） これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（禰宜田政信君） 議長、管理者。

○議長（小嶋克文君） 管理者。

○管理者（禰宜田政信君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに平成30年第4回衣浦衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の何かと慌ただしい中、ご参会いただき、本定例会が成立いたしましたことを厚くお礼を申し上げます。

今年を振り返りますと、異常気象や自然災害の猛威を思い知らされる1年でございましたが、本組合におきましては皆様のご支援の中で、各事業を何とか順調に行うことができたということでございます。

本日は私どものほうから、条例1案件、補正予算1議案を上程させていただいておりますが、何とぞ慎重にご審議の上、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小嶋克文君） ただいま、招集挨拶が終わりました。

---

○議長（小嶋克文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、4番 禰宜田拓治議員及び8番 幸前信雄議員を指名いたします。

---

○議長（小嶋克文君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小嶋克文君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（小嶋克文君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は、既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表にしたがい、議席にて発言をお願いします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

2番 小池友妃子議員の一般質問を許可いたします。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） おはようございます。それでは、議長の許しをいただきましたので、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

衣浦衛生組合議員になり初めての一般質問で、大変緊張しておりますが、今回市民の皆様からいただいた声を一般質問に出していただいておりますので、ぜひ前向きなご答弁をよろしく願います。

それでは、件名1です。サン・ビレッジ衣浦のお風呂の利用についてです。平成11年9月30日に竣工したサン・ビレッジ衣浦の浴場、クリーンセンター衣浦の余熱を利用した施設で、低料金でプールや卓球などで汗をかいたらゆっくりお風呂でリラックスもでき、お子様から高齢者の方々まで幅広い市民の皆様にご利用いただいている施設と感じております。もちろんお風呂だけでも利用される方は多いかと思えます。そこで（1）サン・ビレッジ衣浦の浴場設立に至った経緯について、改めてお聞かせいただければと思います。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 浴場の設立に至った経緯でございますが、平成7年10月より供用開始をしたクリーンセンター衣浦のごみ焼却余熱を利用するに当たり、健康増進及び保養を目的として、市民の要望により建設をいたしたものでございます。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） ありがとうございます。では、先日小さなお子様がいらっしゃるお母様とお話しする機会がございました。そのときサン・ビレッジ衣浦に関して出されたご意見の中に、子どもが3人いるので私1人で子どもたち3人、お風呂に入れることができないと。主人と一緒にと思っても下の子が1歳でおむつをしているから、下の子だけ入れないと言われたそうです。せっかく行ったんだけど子ども入ることができずに帰ってしまったということで、子どもたちも久しぶりの大きなお風呂を楽しみにしていたそうだったので、すごくショックだったそうで

す。そういった話を聞かせていただきました。そうしましたら、そのときその話がテーマとなり、どんどん周りのお母様方からも私もそういう経験をしたわという声とか、あるいは入れ墨が描かれた方でも入れるサン・ビレッジだから大丈夫だろうなど思いながら行ったそうなのですが、小さなお子さんが入浴できないということで、うちは本当に子どもたちにも、私たちみたいなたくさん子どもを産んだお母さんたちも、ちょっと優しくない町だよねというお話まで発展をしてしまいました。私もこの話だけ聞いていましたら、確かにと感じてしまいます。私自身の体験からいっても、長女が1歳のとき大きなお風呂でゆっくり入浴したかったのですが、遠くまで行ったりとか、混雑していたら子どもに負担がかかるなというように思って、サン・ビレッジ衣浦のほうに伺わせていただいたことがあります。そのときまだ娘はおむつをしていましたので、入浴することができなかつたんです。だけど主人と順番に、一緒に行きましたので入ったという思いを思い返させていただきました。お子さんがいらっしゃる方はわかると思うんですけども、小さな子どもを持つお母さんは、いつも子どもが小さい間はカラスの行水で済みますか、ゆっくりお風呂に入ることはできません。昔のようにご両親と同居もしていないのがほとんどなので、なかなか厳しい状況が続いています。そんなときこそ近くの公共施設で、気分だけでもゆっくり入りたいと思うのがお風呂です。

そこで（２）に移らせていただきます。お風呂を利用できない人についてお聞きいたします。アお風呂を使用できない人はどのような方なのでしょうか。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） お風呂を使用できない方としてお示ししているのは、公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある方、酒気を帯びていると認められる方、伝染病疾病があると認められる方、保護者の同伴がない小学3年生以下の児童、幼児の方、日常おむつを必要としている乳幼児の方、またその他、特に管理者が利用の禁止または制限を必要とする方でございます。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） ありがとうございます。では、イに移ります。碧南市及び高浜市の公共施設内の、お風呂を利用できない人の条件は同じなんでしょうか。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 碧南市は高齢者元気ッス館とあおいパークがありますが、高浜市は市営のお風呂はございません。サン・ビレッジ衣浦では日常おむつを必要としている乳幼児の方は利用不可となっております。高齢者元気ッス館も利用不可となっておりますが、あおいパークにつきましては制限もなく利用可能となっております。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） それでは（3）に行きます。日常おむつを必要としている人についてです。使用できない人として、日常おむつを必要としている乳幼児と限定をされておりますが、ア乳幼児が入浴できない理由についてお聞きいたします。なぜ、サン・ビレッジ衣浦のお風呂はおむつをつけた乳幼児の入浴ができないのでしょうか。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） ご自分にて排泄コントロールができないことにより、衛生面及び利用面で他の方にご迷惑がかかる可能性が高いということで制限のほうをしております。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） 自分で排泄がコントロールできないということなのですが、おむつをつけている乳幼児が入れるあおいパークでは、これまでほとんど赤ちゃんの失敗はあったことがなかったそうです。むしろおむつをつけていないお年を召された方の失敗のほうがあったようです。それから乳幼児ということなのですが、児童福祉法で乳児とは生後ゼロ日から満1歳未満までの子をいい、幼児とは満1歳から小学校就学までの子を言いますが、狭義では乳幼児とは生後ゼロ日から幼稚園就園、おおむね3歳までの子どものことを言う場合がございます。そこでサン・ビレッジ衣浦の場合は、乳幼児とは何歳までとされていますでしょうか。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 議員のほうからご質問のありました乳幼児につきまして、サン・ビレッジとしては乳児とは1歳未満の子ども、幼児とは小学校入学前の子どもと考えております。

以上です。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） ありがとうございます。わかりました。未就学の子どもまでが乳幼児ということですね。それでは、イ乳幼児以外は入浴制限がない理由についてお聞きいたします。お年を召された方や障害を持たれた方などで、おむつを必要とされている方もいらっしゃると思います。その方々の制限をされていない理由はなぜなのか、お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） お年を召されている方に対しては、おむつをしている事実だけで自分の排泄の管理ができないと判断できないために制限をしております。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） それも、さきほどあおいパークの事象でもお話をさせていただきましたが、高齢者元気ッス館では逆の意味で利用しないほうがよいとお話を聞いてきております。それは、浴場を利用されるお年寄りの方が気持ちよくなって入浴時に排泄をしてしまうことが度々あるそうです。そうすると、お湯を抜いて掃除をし、再度お湯をためるまで二、三時間ほどかかってしまうこともあり、乳幼児はもとより子どもたちが利用するにもちょっと不衛生でよくないということでした。赤ちゃんと一緒に入浴する保護者も十分注意した上で入浴されると思いますので、乳幼児だけが衛生面及び利用面で他の方に迷惑がかかる可能性が高いということで、制限しているというのはおかしいのではと私自身は思います。ぜひ緩和していただきたいと思えます。

次に続きまして（4）です。注意事項についてです。浴場利用の注意事項では、同伴者1名につき小学校3年生以下の児童又は幼児2名まで入場できると書かれています。そこで、お聞きをいたします。ア同伴者1名につき小学3年生以下の児童又は幼児2名までしか入浴できないのはどうしてなのでしょう。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） お子様は複数いらっしゃるご家庭において利用しにくい側面があると思われませんが、水の事故のリスクが高くなり、安全に浴場利用していただくため、小学校3年生以下のお子さまは保護者の方1人で、両手で支えられる範囲の人数として2名以下とさせていただきます。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） それではイに行きます。碧南市及び高浜市の公共施設内のお風呂も同じ注意事項なのでしょう。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 当サン・ビレッジ衣浦では、小学校3年生以下の児童又は幼児の方は保護者1名につき2名まで入場できることになっております。ただし、高齢者元気ッス館及びあおいパークでは、小学校3年生以下の児童又は幼児についての人数制限はございません。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） ありがとうございます。高齢者元気ッス館では、お年を召された方以外の利用はほとんどないため、比べることがなかなか難しいかと思いますが、あおいパークのお



風呂は私自身も保育園のママ友グループと利用したことが以前ございます。お母さんは1人で赤ちゃんを含めた乳幼児を3人以上と入浴される方もいらっしゃいましたが、お母さんは子どもの行動をよく理解していますので楽しく入浴をされていました。先ほどのご答弁で保護者の方1人で両手で支えられる範囲の人数として2名としておりますとのことでしたが、歩くときは滑りやすいから手をつなぐこともあります。入浴中、抱っこをして入った年齢というのは深いお風呂で2歳くらいまでだったかなという気がいたします。

そういった経験からも、あおいパークと同様に人数制限を撤廃していただければなと思います。あるいはお子様が複数いることで水の事故のリスクが高くなり、安全に浴場を利用できなくなるということであるのならば3人以上の兄弟がいる場合、順番で入浴をさせるために、入っていない子どもを預けておけるような見守り託児などをご用意していただくことはできないのでしょうか。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 見守り託児ということでございますが、今のところではそのようなことは考えておりません。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） なかなか現状は小さな子どもが多いご家庭には公平性に欠ける公共施設になっているように私自身は感じてしまい、少し残念だと思います。

そこで（5）です。お風呂を利用する方の利用制限の緩和について、お聞きをします。平成30年9月議会の9番議員の一般質問においてのご答弁で、平成17年9月の衣浦衛生組合議会において入れ墨によって施設利用を制限をすることは人権の侵害である旨の意見が出され、特に他の議員からも反対意見がありませんでしたので、調査の上対処する旨の回答をし、当時碧南市及び高浜市にある公共施設の浴場で入れ墨の方の利用制限をしている施設はありませんでしたので排除されたと回答されました。そこでお聞きします。乳幼児も同じように人権はあるとは思わないのでしょうか、お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 公共施設としては、広く市民の方が公平に利用していただけることが必要だと考えておりますので、おっしゃられるとおり乳幼児についても同じように人権があるということで考えをさせていただきたいと思っております。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） ありがとうございます。そうなんですね。ご答弁いただいたとおり、

公共施設としては、広く市民の方々が公平に利用していただけることが必要であり、生をこの世に受けてから人権は私も存在していると思いますので、乳幼児にも同じように人権はある。そうであれば小さなお子様がたくさんいらっしゃるご家族も入れ墨が入られている方々と同じように公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれもなく、伝染性疾病もなく、保護者の同伴があればおむつが必要な乳幼児でも、小学3年生以下の児童又は幼児も保護者責任の上、何人でも入浴できるように利用制限の緩和をしていただけないのでしょうか。お聞かせください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 日常おむつを必要としている乳幼児に関しましては、保護者の方が衛生管理を十分留意をしていただいた上で、ご利用できるように検討していきたいと考えております。また、ただしということではありますが、受け入れるために施設的な改善等、また調査の研究のほうもしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、お子様の入泉人数制限につきましては今後も安全に浴場を利用していただき、できる限り水の事故を防ぐため、小学校3年生以下のお子様は保護者の方1名につき2名以下として、利用制限を継続したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○2番（小池友妃子君） 議長、2番。

○議長（小嶋克文君） 2番 小池友妃子議員。

○2番（小池友妃子君） ありがとうございます。日常おむつを必要としている乳幼児に関しましては、保護者の方が衛生管理を留意していただけるよう、私も働きかけてまいりますので、ぜひ利用できるように、よろしく願いいたします。

また、入泉人数制限につきましても国の宝である子どもがたくさんいらっしゃるご家族に対しても、保護者の責任の上、十分注意して入浴していただくことを、例えば、明記の上でもよいので、ご家族で入泉できるよう緩和していただき、家族が仲よく大きなお風呂に行って疲れを取って楽しめるようにしていただきたいことを要望し、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。よろしく願いします。

○議長（小嶋克文君） 以上で、2番 小池友妃子議員の一般質問を終わります。

次に、9番 内藤とし子議員の質問を許可いたします。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） おはようございます。一般質問を行わせていただきます。

まず、渋滞解消について伺います。先日こちらクリーンセンターに資源ごみや一般ごみを運んできた方が大変待たされた、待たされたと言ってみえました。年末とか、お盆だけではなく、渋滞が最近目立ってきていると考えますが、これまでに渋滞解消についてどのような対策を取ってきたか、お示しくください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） これまでに行ってきた渋滞解消対策の主なものは、平成17年度に計量システムを改良して住所、氏名、記入方式から電話番号申請方式に変更いたしました。また、平成26年度には出口門を設置し、収集車及び許可車両専用の出口を設置いたしました。平成27年度には一般業者についても許可を拡大するなど、ごみを搬入して場外に出るまでクリーンセンター内にとどまる時間を短縮することで、渋滞緩和を図ってまいりました。

また、ソフト面では両市の広報、組合のホームページで混雑が予想される日をお知らせをしてまいりました。

以上でございます。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） これまでやってこられたことについては、それでわかるんですが、平成27年度に一般業者についても許可を拡大するということをおっしゃっていましたが、それまでは一般業者については、どのようにされていたのか、ちょっとお示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 一般事業者についての許可の拡大ということに関しては、出口門です。出口門に関して今までは一般業者については、ご利用をしていただけなかったというところではありますが、27年度には一部の方について許可をしていったということでございます。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） まだ何と言いますか、年末だけではなしに今からまた大変だと思うんですが、日にちによってと言いますか、曜日によってと言いますか、渋滞が続いているんですが、原因は何かどう考えてみえるのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） まず、平成7年にクリーンセンター衣浦が供用開始をした当初は、年末年始多少の渋滞は見られたものの、それ以外では渋滞は見られませんでした。その後、平成15年に分別会場を設置したことにより、搬入件数が年々増加し、公道での渋滞が発生してきましたので、先ほど申しましたとおり、さまざまな渋滞緩和を実施してきたところでございます。

平成8年度と平成29年度の収集車と事業系の搬入件数は、ほぼ横ばいなのに対して、一般家庭の搬入件数は約4.5倍に増加をしております。渋滞の原因は一般家庭の搬入車両がふえたこと。またふえた車両が短時間に集中した場合に、クリーンセンターの車両受け入れのキャパシテ

ィを超えてしまうということで原因があると考えております。

以上です。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） この一般家庭の搬入件数が約4.5倍にふえたということは、かなり何と言いますか、それまで予想もしていなかったというように感じられるんですが、その面で一般家庭の搬入の面で、今後どのようにしようと考えてみえるのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 一般家庭の搬入が伸びてきた理由としては、先ほど述べましたように、ごみに対して分別会場が設置をされているということで、ある意味、利便性が便利であるということでございます。それが主な原因だと考えておりますので、この部分に関しては搬入をどうするかということも一つの問題点としてはありますが、それをどう受けとめていくかということでの解決策が必要かと考えております。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） これまでの一般家庭の搬入について、非常にふえているという問題なんですが、先日もこちらに来るたびに私も搬入の状況を見ていますと、剪定枝などの搬入が結構、車の中で多いんですね。そういう問題も別にしていったら多少なりともこの問題が解決するのではないかとこのように考えますが、その点ではいかがなんでしょうか。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 剪定枝の問題については、実際荷おろしをすとか、そういう関係で、かなり待ち時間をふやしている原因の一つだということには認識をしております。ただ、ハード的に改善をすべきであるとか、そういうものについてはまた両市とを含めて、いろいろな議論をしていきたいとは考えております。

以上です。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） そういうことも含めて、今後はどのようにして解決していきたいと考えてみえるのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 渋滞対策をするため、一般家庭の直接持ち込みの件数を減らすこと、

直接持ち込みの車両の集中を解消をしていくことが必要だと考えております。そういう意味で、まず年末年始の搬入は渋滞が予想されますので搬入車両を平準化、搬入車両の集中を緩和するためにホームページで渋滞状況を発信して、スマートフォン等でQRコードで読み取りを簡単にアクセスできるよう、チラシを配布して試行的にそちらのほうを実施して検証をしていきたいというように考えております。

以上です。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） ホームページで渋滞を、特に年末についてはお知らせしていただけるということですが、要するにホームページなど見なくて利用していない皆さんもおられると思うのですが、そういう方たちには先ほど言いましたように、朝、荷物を積み込んできたら、待たされてしまったというような方たちも多いかと思うのですが、そういう方たちにはどのようにしていくのか、お示してください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 要は直接持ち込みの件数、量を減らすということと、先ほど言いましたように平準化をしていくという、その2点が渋滞対策だというように考えております。その中で、まずは平準化というか、キャパシティ的にはもうこれ以上ふやすことができないという状況の中で、持ってきていただけるお客様に空いている時間になるべく平準化していただくということで、先ほど言ったような形の試行を実施したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○9番（内藤とし子君） 議長、9番。

○議長（小嶋克文君） 9番 内藤とし子議員。

○9番（内藤とし子君） 広い範囲の方たちが持ってみえることで、皆さんがホームページを利用しているばかりではありませんから非常に難しいところかと思いますが、ぜひもう少し渋滞が緩和されるように検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小嶋克文君） 以上で、9番 内藤とし子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 岡本守正議員の質問を許可いたします。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 通告いたしましたとおりに質問いたしますので、よろしくお願いいたします。件名1資源ごみ回収についてというところで、（1）衣浦衛生組合に持ち込まれる燃やすごみ、資源ごみ、剪定枝の搬入車両件数は年間どれだけか、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 平成29年度の実績で申しますと、全体の搬入件数は14万8,231件で、そのうち燃やすごみの搬入件数は1万7,254件で全体の11.6%となっており、資源ごみの搬入件数は5万8,464件で全体の39.4%となっております。剪定枝の搬入件数につきましては、剪定枝のみの計量を行っておりませんので正確な数字は把握しておりませんが、主に剪定枝等を搬入する事業者の搬入件数で申し上げますと8,957件で、全体の6.0%となっております。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 大変な件数ということですがけれども、29年度の全体の搬入件数の月別の搬入車両件数をお願いいたします。それと、この中で件数の多い月をお願いいたします。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 全体の搬入件数を29年度の月別で申しますと、4月の全体の搬入件数は1万820件、5月は1万4,623件、6月は1万2,706件、7月は1万2,817件、8月が1万4,037件、9月1万3,331件、10月1万2,777件、11月1万3,691件、12月1万3,417件、1月は9,882件、2月9,252件、3月1万878件となっており、年間の月平均は1万2,350件となります。それと多い月ということでございますが、1万4,000件を超える月としては、5月、8月となりますが、来場者が1時間以上並ぶような状況が発生するのは5月のゴールデンウィーク、8月のお盆、12月の年末となります。会社が長期休みのときに発生する状況となっております。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） これも月別によって大分ばらつきがあるようですけれども、こういう状況をもって分散する形を取らなければならないのではないかと思いますので、衣浦衛生組合は資源ごみ特別持ち込み日の日数をふやしていく、これが必要だと思いますので、最初にクリーンセンター持ち込み日と時間等、時間帯についてお答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 現在クリーンセンターでは、原則奇数月の第3日曜日の8時30分から11時30分を特別搬入日ということで実施しております。このほか年末の12月29日には年末特別搬入日を設けております。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 平日の渋滞を減らすために特別持ち込みを毎月にすると。奇数月ではなくて。さらにお盆、年末時期に、この回数をふやす、これについてお答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 特別持ち込み日をふやすことは、コスト増が否めないことからコスト面との関連や住民ニーズの把握などを踏まえ、碧南市、高浜市の回収方法や回収回数なども含めて、両市と協議をし、詳細な検証をして進める必要があると考えております。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） よく調査をしながら渋滞の解消をするために研究していただいて、渋滞の解消を努めていただきたいと思います。それと（3）の碧南市の塩浜資源ごみステーションの回収日をふやすことについて、最初に碧南市の資源ごみ回収日と出す時間帯と状況、塩浜ごみステーションの状況について、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 碧南市の資源ごみの拠点は94カ所で、月に2回、6時30分から8時30分の間に出すことになっております。また、ほかに資源ごみの搬入特別受け付けとして環境課の塩浜事務所では、毎月第2日曜日の午前9時から11時に資源ごみの受け入れをしているとお聞きしております。

以上です。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） それぞれの日程と合わせてこちらの搬入のことも考えられて、進められていると思います。けれども、なかなかそういうぐあいにはできないということですね。塩浜も含めて、それぞれの家庭、特に家庭の事情ですね。資源ごみステーションに行かれない方があります。そのために塩浜資源ごみステーションの回収日をふやす必要があります。これによって、衣浦衛生組合に資源ごみ持ち込み時間帯の緩和になると思います。これについてお答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 組合といたしましては、クリーンセンターの搬入については適切に処理をしておりますが、収集拠点につきましては両市の施策と考えておりますので、ご答弁のほうはご理解いただきたいと思います。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1 番 岡本守正議員。

○1 番（岡本守正君） ここに碧南市長も見えます。衣浦衛生組合と話し合いをしながら拠点について適切に利用できるような、そういう状況をつくりだしていきたいと思います。

そして、もう一つ。碧南市内にも 1 カ所、資源ごみステーションを増設したらどうかと。いわゆる塩浜ごみステーションは碧南市の南部に位置しております。これを碧南市の中央部あるいは東部にもう 1 カ所、資源ごみステーションを増設して、収集拠点をふやしながら衣浦衛生組合搬入の緩和をしていただきたいということをお願いします。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 先ほどと同様のご答弁になりますが、収集拠点につきましては両市の施策でございますので、ご答弁のほうはご理解いただきます。

以上です。

○1 番（岡本守正君） 議長、1 番。

○議長（小嶋克文君） 1 番 岡本守正議員。

○1 番（岡本守正君） 碧南市長もみえますので、衣浦衛生組合と話し合いながら緩和をしていくことをお願いをいたします。

件名 2、災害時の衣浦衛生組合の対応について、災害時に碧南市、高浜市で連絡体制（1）についてお聞きします。衣浦衛生組合は、ごみ焼却施設とサン・ビレッジ衣浦、衣浦斎園施設とありますが、それぞれの災害時の対応マニュアルについて、お考えがあると思いますので、それについてお答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） まず、連絡体制につきましては災害廃棄物処理計画において、発災時に収集すべき情報として衣浦衛生組合の被害状況等の確認が定められておりますので、これに基づき碧南市環境課、高浜市市民生活グループと連絡を密にとりまいます。

また、衣浦衛生組合のごみ焼却施設、サン・ビレッジ衣浦、衣浦斎園それぞれの災害対応時のマニュアルということですが、衣浦衛生組合災害応急対策計画、こちらのほうに基づきまして各施設について個々に災害に応じたマニュアル等を整備しております。

以上です。

○1 番（岡本守正君） 議長、1 番。

○議長（小嶋克文君） 1 番 岡本守正議員。

○1 番（岡本守正君） それぞれマニュアルがありますその中身について、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。



○事務局長（山田正教君） まず、クリーンセンターにつきましては暴風警報、暴風雨大雨警報などに対応するためのマニュアル、サン・ビレッジ衣浦につきましては暴風雨、地震時の運営のマニュアル、それからこれは各施設ごとでございますが、防災訓練要領を定めております。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） （2）災害時の衣浦衛生組合の電源について、災害時に利用できる非常電力がどのようになっているか、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） まず、焼却炉に非常用発電装置のほうは設置しておりますが、この発電装置につきましては大規模地震が発生した場合、焼却を安全に停止させるための装置であります。再稼動するためには外部電源等送電が必要となります。

以上でございます。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 非常電源だけでいいかどうか、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） クリーンセンターにつきましては施設の性格上、安全確認をした上で、電力供給が正常に回復した段階で設備機器に異常がなければ再稼動するべき施設だと考えております。

以上です。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） （3）災害時のサン・ビレッジのお客さん、それぞれの施設の職員等の医薬品、備蓄食料、飲料水の確保について、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） 施設の被災時のお客さんの医薬品、備蓄食料、飲料水については、当施設については避難所と指定されていないことから備蓄のほうはしておりません。ただし、被災時の職員につきましては、碧南市業務継続計画に基づいてアルファ米、飲料水等25名、3日分を管理棟2階倉庫にて備蓄をしております。

以上です。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） まず、初動体制とお客さんの避難訓練は年何回行っているか、お答えください。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） まず、初動体制につきましては、職員の安否確認、来場者の安全な場所への誘導をいたします。なお、設備につきましては、大規模地震震度5を感知しますと炉は自動停止しますので設備の被害状況の確認をし、発災直後は災害廃棄物処理計画に基づきクリーンセンターへの自己搬入は中止となります。

また、防災訓練につきましては、クリーンセンターでは年に1回、サン・ビレッジ、衣浦斎園では年に2回実施しております。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 初動体制、それからクリーンセンターという形でそれぞれサン・ビレッジも含めて訓練をされておるようですけれども、こういう形ですね、非常時の時に大きな大事には至らないようなそういうことでお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（小嶋克文君） 以上で、1番 岡本守正議員の一般質問を終わります。これで通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（小嶋克文君） 日程第4 議案第4号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山田正教君） 議長、事務局長。

○議長（小嶋克文君） 事務局長。

○事務局長（山田正教君） ただいま議題となりました議案第4号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは参考資料にて、ご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず1の改正の理由でございますが、人事院勧告により、組合職員の給与を改めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

人事院勧告につきましては、毎年国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われておりますが、本年8月に行われた勧告を受け、給与の改定を行うものでございます。

勧告の主な内容としまして、民間給与との比較において給与月額、ボーナスとも公務員給与が下回っていたことを受け、給与月額を平均0.2%引き上げ、民間のボーナスに相当する勤勉手当の支給月数を年間0.05月分を引き上げることが適当であるというものでございます。

次に2の改正の概要でございますが、(1) 期末手当の支給月数の改正(第22条関係)につきましては、平成31年度以降に支給する期末手当の支給月数を次のとおり改めるというものでございます。現行の期末手当は6月期と12月期で支給月数に差がございますが、年間の合計支給月数はそのまま、6月期と12月期の支給月数を均等にするというもので、職員の区分ごとの支給月数は表のとおりでございます。

2ページをお開きください。次に(2) 勤勉手当の支給月数の改正(第23条関係)につきましては、平成30年12月及び平成31年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を次のとおり改めるというものでございます。まずアの再任用職員以外の職員のうち、(ア)の一般職員につきましては、平成30年12月期を0.95月とし、平成31年度以降については、6月期及び12月期を0.925月の年度合計1.85月とし、現行の1.80月から0.05月分を引き上げるといふものでございます。

(イ)の特定管理職員これは課長以上の職員でございますが、平成30年12月期を1.15月とし、平成31年度以降については、6月期及び12月期を1.125月の年度合計2.25月とし、現行の2.20月から0.05月を引き上げるといふものでございます。

次にイの再任用職員ですが、(ア)の一般職員につきましては、平成30年度12月期を0.475月とし、平成31年度以降については、6月期及び12月期を0.45月の年度合計0.90月とし、現行の0.85月から0.05月分を引き上げるといふものであります。

(イ)の特定管理職員につきましては、平成30年12月期を0.575月とし、平成31年度以降につきましては、6月期及び12月期を0.55月の年度合計1.10月とし、現行の1.05月から0.05月を引き上げるといふものであります。

なお、現在、特定管理職員に該当する再任用職員はおりません。

(3) 給料表の改正(別表関係)につきましては、行政職給料表(1)の給料月額を平均0.2%引き上げるといふものでございます。行政職給料表(1)の初任給で月額1,500円程度、若年層につきましては1,000円程度、その他につきましては、それぞれ400円程度引き上げとなっております。

また、再任用職員についても、400円程度の引き上げとなっております。

3の施行年月日等につきましては、公布の日。ただし、第2条で規定する平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正については、平成31年4月1日から施行する。なお、第1条で規定する給料表の改正につきましては、平成30年4月1日から適用し、平成30年12月期の勤勉手当の支給月数の改正については、平成30年12月1日から適用するといふものでございます。

4の条例改正による影響額は、(1) 給料につきましては、総額11万5,000円の増額となり、

1人当たりの月額平均は再任用職員以外の職員では442円。再任用職員では320円の増額となります。また(2)勤勉手当につきましては、総額48万4,000円の増額となり、1人当たりの平均は再任用職員以外の職員では2万2,591円。再任用職員では9,590円の増額となります。

なお、さる12月17日月曜日には、全職員に対して改正について説明を行い、了承を得ております。

以上で、議案第4号の提案による説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(小嶋克文君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小嶋克文君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(小嶋克文君) 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(小嶋克文君) 日程第5 議案第5号 平成30年度衣浦衛生組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長(山田正教君) 議長、事務局長。

○議長(小嶋克文君) 事務局長。

○事務局長(山田正教君) ただいま上程議題となりました議案第5号 平成30年度衣浦衛生組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

平成30年度衣浦衛生組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ521万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,629万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正によるというものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、今回の補正予算は決算見込みを踏まえたもので、歳入では分担金、使用料の減額と繰越金の増額及び組合債の減額をし、歳出では人件費において、人事異動及び人事院勧告、需要費中燃料費及び光熱水費等並びに工事請負費で決算を見込んだ増減額を計上しております。

それでは4ページをお開きください。

第2表 地方債補正でございますが、1、変更として、クリーンセンター衣浦の給じんホップ等更新工事の額の確定に伴い、限度額を減額するものです。起債充当率は75%となっております。

それでは、次に歳入歳出の詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

10、11ページをお開きください。2、歳入ですが、1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金は、2,645万4,000円を減額補正し、説明欄にございますよう碧南市分で1,588万4,000円を高浜市分で1,057万円を減額し、分担金総額を14億870万4,000円とするものでございます。

なお、補正後の構成市分担金は衣浦斎園の部分も含めて、碧南市が8億4,278万3,000円。高浜市は5億6,592万1,000円となります。

2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料の補正額は、799万3,000円を減額し、2億534万3,000円とするもので、これは平成28年8月から実施された碧南市のシルバー券の増刷により、施設利用の伸び率が安定してきたことなどによる減額でございます。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額は、3,223万7,000円を増額し、6,823万7,000円とするもので、これは平成29年度決算により、繰越額が確定したことによるものでございます。

続きまして、12、13ページをお開きください。6款組合債1項組合債1目衛生債の補正額は300万円を減額し、1億4,420万円とするものでございます。これはさきほど地方債補正でご説明しましたとおり、クリーンセンター衣浦の給じんホップ等更新工事の額の確定によるものでございます。

14、15ページをお開きください。3歳出2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の補正額は147万3,000円の増額で、5,548万6,000円とするものでございます。これは、2節給料から4節共済費の人件費で人事異動により、係長が課長補佐配置となったこと及び人事院勧告によるものでございます。

3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費の補正額は245万4,000円の減額で、1億4,646万9,000円とするものでございます。これは2節給料から、16、17ページになりますが、4節共済費と人件費で人事院勧告により、増額したものの人事異動により課長補佐が係長配置になったことによるものでございます。

3目ごみ処理費の補正額は637万9,000円の減額で、11億3,538万3,000円とするものでございます。これは、15節工事請負費ではクリーンセンター衣浦の給じんホップ等更新工事の契約実績にともない、減額するものでございます。

5目余熱利用施設費の補正額は224万円の増額で、1億6,098万7,000円とするものでございます。内訳ですが、11節需用費中燃料費で灯油単価の上昇により、157万2,000円の増額、光熱水費では、夏場の気温上昇による水道料及び下水道使用料の使用水量の増加により、66万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。2項環境衛生費1目斎園費の補正額は9万円の減額で、9,064万9,000円とするものでございます。内訳でございますが、11節需用費中燃料費で省エネ効果により、灯油の使用数量が減少したものの単価上昇により107万6,000円の増額。修繕料で火葬炉設備等整備の契約実績にともない、116万6,000円の減額をするものでございます。

なお、20、21ページには給与費明細書、22ページ、23ページには地方債の前々年度末における現在高及び前年度末並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正を添付してございますので、ご参照賜りたいと思います。

以上で、議案第5号の提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（小嶋克文君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますので、よろしくお願いいたします。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 説明書の19ページの火葬炉設備等整備について、お聞きしたいと思います。

これは毎年行っているような感じですが、これについて詳細な説明をお願いします。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（小嶋克文君） 施設課長。

○施設課長（村田実千男君） 19ページの斎園の修繕料の関係ですが、これにつきましては、衣浦斎園は人体用の火葬炉設備は6基ありまして、主に火葬炉本体耐火材積みかえを毎年2炉ずつ行っております。それで3年に一度の周期で定期的に整備をしております。

以上です。

○1番（岡本守正君） 議長、1番。

○議長（小嶋克文君） 1番 岡本守正議員。

○1番（岡本守正君） 2炉ずつ整備をされておるといことですが、全体の整備を行うということは、これは2炉、二つずつ行ってそれで次にいいのかわかるかをお答えください。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（小嶋克文君） 施設課長。

○施設課長（村田実千男君） さきほど、2炉ずつということではありますが、6炉しかございませんので、順番に定期的に行っていくという形をとっております。

以上になります。

○議長（小嶋克文君） ほかに。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（小嶋克文君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） 19ページの同じく燃料費で少しお聞きしたいのですが、説明のときに単価の差額により増で及び使用数量の減ということで、107万6,000円増額になっているのですけれども、予算では一応、10万リットルを挙げているということですが、それも1リットル当たり83.16円と当初予算ではそうなっているのですけれども、この28年度29年度の実績で大体10万8,000リットルとか、11万リットルで収まっているのですが、現在の1リットル当たりの単価は、私が今行っているのは大体90円ぐらい、それと夏場では大体二、三回行ったのですけれども、60円から70円ぐらいに収まっています。

要するに、単価契約をどのように結んで、なおかつ貯蔵量、このタンクの大きさで、年間何回ぐらい入れておられるのか、単価の見直しを2カ月ないし3カ月やっているのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それと、新聞紙上にも灯油単価だとかガソリン単価は多分出ていると思うのですけれども、それは毎月チェックをしながら購入をされているのか、お聞きしたいと思います。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（小嶋克文君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） まず単価の契約の経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。契約先は碧南高浜石油業組合ということで、碧南市、高浜市にございます石油業者さんの組合ということで契約をしております。それからあと単価でございますが、単価につきましては毎月単価の調査をしまして、その都度この組合のほうと調整をしましてまいっております。そのひと月の間で3円以上変化をした場合に契約変更をしております。

単価につきましては、以上でございます。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（小嶋克文君） 施設課長。

○施設課長（村田実千男君） 斎園施設のタンクの容量についてでございますが、タンクの容量は4キロリットルという形になっております。それで年間の発注回数であります、当初予算では、年間38回ということで積算してございまして、今回の補正で2回分の8,000リットルの減ということになります。

以上であります。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（小嶋克文君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） タンクというのは4キロリットルで年間38回ということなんですけれども、また、毎月単価契約を行っているということなんですけれども、夏場8月の60円台の単価はありますか。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（小嶋克文君） 施設課長。

○施設課長（村田実千男君） さきほどタンクの容量を申しわけございません。4キロリットルと言いましたけれども、8キロリットルで訂正させていただきたいと思います。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（小嶋克文君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 灯油の単価でございますが、8月の単価が88円のかけることの消費税でございます。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（小嶋克文君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） 88円。当初は83円ということでもう、その時点からあれですね、5円。最初はいくらでしたか。設定単価は83円だけれども。

○庶務課長（朝岡得二君） 議長、庶務課長。

○議長（小嶋克文君） 庶務課長。

○庶務課長（朝岡得二君） 4月が79円のかけることの消費税でございます。

○7番（柴田耕一君） 議長、7番。

○議長（小嶋克文君） 7番 柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一君） タンクの容量を今後1回の量を多くするというような考えはあるか、どうか。

○施設課長（村田実千男君） 議長、施設課長。

○議長（小嶋克文君） 施設課長。

○施設課長（村田実千男君） あの斎園につきましては、今後予定はございません。

○議長（小嶋克文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小嶋克文君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号の採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小嶋克文君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されまし



た。

---

○議長（小嶋克文君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（禰冨田政信君） 議長、管理者。

○議長（小嶋克文君） 管理者。

○管理者（禰冨田政信君） 大変、皆様、お疲れさまでございました。

本日、私どもからご提案させていただきました案件につきまして、慎重にご審議を賜り、原案どおりご決定を賜わり、まことにありがとうございます。

市民の皆様におかれましては、本年一年を通じまして、組合事業推進に格別のご支援ご協力を賜わりまして、心より厚く御礼を申し上げます。

来たる年につきましても、本年同様、両市民の付託に応えるように職員一同、努力してまいりますので、一層のご理解ご支援を賜りますようお願いを申しまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございます。

---

○議長（小嶋克文君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。よって、平成30年第4回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会いたします。

慎重ご審議、まことにありがとうございます。

(午前11時19分閉会)

以上は、平成30年12月26日に行われた平成30年第4回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

平成30年12月26日

議 長 小 嶋 克 文

議 員 祢 宜 田 拓 治

議 員 幸 前 信 雄